

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

※ ○ は法改正事項

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

➤ 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化

- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など）
等

学校法人の情報公開の推進

➤ 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」

- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
 - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

➤ 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化

- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人）
等

学校法人の破綻処理手続の明確化

➤ 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実

- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
 - ・学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等